

地方独立行政法人大阪市民病院機構任期付職員就業規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)

第89条に基づき、地方独立行政法人大阪市民病院機構(以下「法人」という。)

に勤務する任期付職員の就業に関して、必要な事項を定めるものである。

2 この規則及びこれに付随する諸規程に定めのない事項については、労基法

及びその他関係法令の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規則は、法人に勤務する任期が定まった職員(以下「任期付職員」

という。)に適用する。

(規則の遵守)

第3条 法人及び任期付職員は、誠意を持ってこの規則を遵守しなければならない。

ない。

第2章 人事

第1節 採用

(任期を定めた採用)

第4条 任期付職員の採用は、競争試験により行う。ただし、競争試験が適さな

い職については、選考により行い、これを合格した者を任期を定めて採用する。

(受験の資格要件)

第5条 任期付職員の受験要件については、地方独立行政法人大阪市民病院機

構就業規則(以下「法人就業規則」という。)第5条の規定を準用する。

(提出書類等)

第6条 任期付職員の提出書類等については、法人就業規則第6条の規定を準用する。

(雇用期間)

第7条 任期付職員の雇用期間は、原則1年以内とし、その都度必要に応じて理事長が定めるものとする。ただし、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める期間とする。

- (1) 2年間の研修プログラムを前提として雇用された者 2年間
- (2) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に定める育児休業並びに介護休業を取得した職員の代替要員として雇用された者 その休業の期間内

2 前項の期間は、次の各号を考慮し、これを更新する場合がある。

- (1) 雇用期間満了時における業務量
- (2) 勤務態度
- (3) 第11条に規定する勤務評価による結果
- (4) その他理事長が必要と認める場合

3 第1項の雇用期間は、業務の特殊性があり、理事長が必要と認める場合にあってはその雇用期間を更新することができる。

(試用期間)

第8条 任期付職員の試用期間については、法人就業規則第7条の規定を準用する。

(労働条件の明示)

第9条 任期付職員の労働条件の明示については、法人就業規則第8条の規定を準用する。

(職員への転換)

第10条 法人就業規則を適用する職員（以下「職員」という。）への転換を希望する任期付職員は、次の各号の要件を満たす場合に限り、別に定める職員転換制度に基づく転換試験を受験し、合格した場合は職員に転換することができる。

- (1) 職員と同様の労働時間で勤務できる場合
- (2) 心身共に健康であり、業務に対する意欲がある場合
- (3) 勤続年数が1年以上である場合
- (4) その他理事長が別に定める事項に該当する場合

- 2 勤続年数にかかる算定方法等については、理事長が別に定めるものとする。
- 3 転換時期は、4月1日を原則とする。

第2節 評価

(勤務評価)

第11条 任期付職員の勤務成績については、別に定める人事評価制度を実施する。

第3節 昇任・昇格及び降任等

(昇任・昇格等)

第12条 任期付職員の昇任・昇格等については、法人就業規則第11条から第12条の規定を準用する。

第4節 異動

(人事異動)

第13条 任期付職員の人事異動については、法人就業規則第13条の規定を準用する。

第5節 退職

(退職)

第14条 任期付職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日をもって退職するものとし、職員としての身分を失う。

- (1) 任期付職員が退職を申し出た場合 理事長が定めた日
- (2) 第16条に定める定年に達した場合 定年に達した日以後における最初の3月31日
- (3) 雇用期間が満了した場合 雇用期間が満了した日
- (4) 死亡した場合 死亡した日

2 退職を願い出た任期付職員が法人就業規則第51条第1項各号のいずれかに該当し、懲戒処分の手続中である場合は、前項第1号の規定にかかわらず、当該退職を認めないことがある。

(退職の手続)

第15条 任期付職員の退職の手続きに関しては、法人就業規則第23条の規定を準用する。

(定年)

第16条 任期付職員の定年は、65歳とする。ただし、業務の特殊性があり、理事長が必要と認める場合については、この限りではない。

第6節 解雇

(解雇)

第17条 任期付職員の解雇については、法人就業規則第26条から第28条までの規定を準用する。

第7節 退職後の責務

(退職後の責務)

第18条 任期付職員の退職後の責務については、法人就業規則第29条から第31条までの規定を準用する。

第3章 服務

第1節 服務

(服務)

第19条 任期付職員の服務については、法人就業規則第32条から第40条までの規定を準用する。ただし、法人就業規則第38条の規定は1週間の所定労働時間が38時間45分の職員に適用する。

第2節 出退勤等

(出退勤等)

第20条 任期付職員の出退勤等については、法人就業規則第41条から第44条までの規定を準用する。

第4章 勤務時間、休日及び休暇等

第1節 勤務時間、休憩時間及び休日

(勤務時間等)

第21条 任期付職員の勤務時間等については、地方独立行政法人大阪市民病院

機構職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第4条から第9条の規定を準用する。

第2節 時間外、休日勤務等

（時間外勤務等）

第22条 任期付職員の時間外勤務等については、勤務時間規程第10条から第13条の規定を準用する。

第3節 休暇

（休暇の種類）

第23条 任期付職員の休暇については、勤務時間規程第14条の規定を準用する。

（年次休暇）

第24条 任期付職員の年次休暇については、勤務時間規程第15条の規定を準用する。

（病気休暇）

第25条 任期付職員の病気休暇については、勤務時間規程第16条の規定を準用する。

（特別休暇）

第26条 任期付職員の特別休暇については、勤務時間規程第17条（第1項第35号を除く。）の規定を準用する。

（年次休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等）

第27条 任期付職員の年次休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等については、勤務時間規程第18条の規定を準用する。

（証明書類の提出）

第28条 任期付職員の証明書類の提出については、勤務時間規程第19条の規定を準用する。

(傷病休業等)

第29条 任期付職員の傷病休業等については、法人就業規則第46条の規定を準用する。

(育児休業及び介護休業等)

第30条 任期付職員の育児休業及び介護休業等については、法人就業規則第47条の規定を準用する。

第5章 研修

(研修)

第31条 任期付職員の研修については、法人就業規則第49条の規定を準用する。

第6章 賞罰

(表彰)

第32条 任期付職員の表彰については、法人就業規則第50条の規定を準用する。

(懲戒)

第33条 任期付職員の懲戒については、法人就業規則第51条から第57条までの規定を準用する。

(損害賠償等)

第34条 任期付職員の損害賠償等については、法人就業規則第58条の規定を準用する。

第7章 給与

(給与)

第35条 任期付職員の給与については、地方独立行政法人大阪市民病院機構職員給与規程の定めるところによる。

第8章 安全衛生

(安全衛生)

第36条 任期付職員の安全衛生等については、法人就業規則第61条から第69条までの規定を準用する。

第9章 出張

(出張)

第37条 任期付職員の出張については、法人就業規則第70条及び第71条の規定を準用する。

第10章 福利厚生

(福利厚生に関する事項)

第38条 任期付職員の福利厚生に関する事項については、法人就業規則第72条の規定を準用する。

第11章 災害補償

(業務災害及び通勤災害)

第39条 任期付職員の業務上の災害及び通勤途上における災害については、法人就業規則第73条の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、1週間の所定労働時間が38時間45分未満の任期

付職員については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところにより、各災害補償を行う。

第12章 社会保険等

（社会保険等）

第40条 任期付職員の社会保険適用については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、介護保険法（平成9年法律第123号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところによる。

第13章 補則

（補則）

第41条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「法人」という。）の各就業規則の適用を受けていた職員が引き続き法人の任期付職員となった場合においては、施行日前に行われた施行日以後に係る休日、週休日の振替等の指定については、この規則による指定があったものとみなす。

- 3 法人の各就業規則の適用を受けていた職員が引き続き法人の任期付職員となった場合において、施行日前に同規則により与えられていた年次休暇等の休暇の日数、職員が取得した休暇の日数等については、施行日において、この規則による休暇の日数等としてこれを承継する。
- 4 法人の各就業規則の適用を受けていた職員が引き続き法人の任期付職員になった場合において、施行日前に承認を受けているものについては、この規則における承認を受けているものとみなす。
- 5 前3項に規定するもののほか、施行日前に法人の各就業規則により行われた手続きその他の行為については、この規則による手続きその他の行為とみなす。

附 則

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正規程は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日において、業務災害又は通勤災害に対する補償を行う場合及び社会保険等の適用については、この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構任期付職員就業規則第39条及び第40条の規定にかかわらず、なお従前の例による。